重要事項説明書（訪問看護サービス）

訪問看護サービス等の提供開始にあたり、厚生省令第３７号第８条に基づいて、当事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

１．事業者概要

事業者名称	訪問看護ステーション鬼石
主たる事務所の所在地	群馬県藤岡市鬼石１３９－１
法人種別	藤岡市
開設者名	新井　雅博（藤岡市長）
電話番号	０２７４－４０－４０５０

介護保険法令に基づき群馬県知事から指定を受けています。
（健康保険法第８９条第２項に規定に基づき、健康保険法による指定も受けたものとみなされております）
居宅サービスの種類は、訪問看護・介護予防訪問看護です。
指定番号　群馬県　　第１０６０９９００３１号
通常の事業実施地域は、藤岡市・埼玉県児玉郡神川町・埼玉県本庄市児玉町の区域です。

２．事業所

事業所の名称	訪問看護ステーション鬼石
所在地	群馬県藤岡市鬼石１３９－１
電話番号	０２７４－４０－４０５０
管理者名	根岸　仁美

３．事業の目的と運営方針
目的：介護保険法、健康保険法、老人保健法等の理念に基づき、利用者の能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復、疾病又は負傷等による在宅療養者に対して、主治医の指示に基づき、利用者の健康状態の確認や希望に合った看護サービスを提供します。
運営方針
１）利用者の能力に応じた、日常生活を営むことができるよう配慮します。
２）利用者の健康状態の確認や、希望に合った看護サービスに努めます。
３）訪問看護の実施にあたっては、地域の保健・医療・福祉・介護サービス・地域包括支援センターとの密接な連携による協力と理解のもとに適切な運営を行ないます。

４．当事業所の職員体制：職種・職員数
看護師又は准看護師　　３名（常勤３名うち管理者兼務１名）
理学療法士　　２名　　非常勤　　作業療法士　　１名　　非常勤
言語聴覚士　　１名　　非常勤

５．営業時間

営 業 日	月曜日～金曜日(祝日、１２月２９日から１月３日を除く)
営業時間	8 時 30 分～17 時 15 分

６．提供するサービス
１）このサービスの提供にあたっては、下記の内容の中から必要に応じ適切にサービスを提供します。

①療養上の世話：症状・障害及び全身状態の観察、清潔の保持、食事介助及び排泄等の療養生活の世話、予防的看護
②医師の指示に基づいた診療の補助：褥瘡の予防・処置、膀胱洗浄、各種カテーテル等の管理、疼痛管理、検査補助等
③機能訓練・運動療法
④家族支援、精神的支援
⑤社会生活拡大への援助、他のサービスとの連携・調整
⑥その他在宅療養を維持するために必要な看護と指導

2）サービスの提供は、懇切丁寧に行い、わかりやすい様に説明します。わからないことがありましたら、いつでも職員に、ご遠慮なく質問してください。

3）サービスの提供にあたっては、訪問看護計画書に基づき、利用者の機能の維持回復を図るよう適切に実施いたします。

4）訪問看護の提供に際しては、かかりつけ医（主治医）の文書による指示に従います。

5）当事業所はかかりつけ医に対し、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出します。

7．利用料

介護保険・医療保険制度に基づいた自己負担割合での料金となります。　＊料金表別紙

8．秘密の保持

事業者は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者及びその後見人又は家族の秘密を漏らしません。従業者は退職後も同様といたします。

事業者及びその職員は、サービス担当者会議等において、利用者及びその後見人又は家族に関する個人情報を用いる場合があります。事前に、個人情報に関する同意を利用者及びその後見人又は家族に説明し同意を得ます。

9．苦情申立窓口

当事業所のサービスに対して、苦情があった場合には、直ちに担当者等が詳しい内容を調査・確認し、必要に応じた処置を速やかに講じます。

① 訪問看護ステーション鬼石　☎０２７４-４０－４０５０
担当者：管理者　根岸　仁美
面接場所：訪問看護ステーション鬼石　面接室

② 藤岡市役所　☎０２７４-２２-１２１１（代表）

③ 群馬県国民健康保険団体連合会　☎０２７-２９０-１３２３

④ 神川町役場　☎０４９５-７７-２１１１（代表）

⑤ 本庄市役所　☎０４９５-２５-１１１１（代表）

⑥ 埼玉県国民健康保険団体連合会　☎０４８-８２４-２５６８

１０．事故発生時の対応

1）当事業者は、訪問看護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者の後見人及び家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2）前項において、事故により利用者又はその家族の生命、身体、財産に損害が発生した場合、事業者は速やかにその損害を賠償します。但し、事業者に故意・過失がない場合はこの限りではありません。

3）前項の場合において、当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することが出来ます。

１１．虐待防止に関する対応

高齢者虐待防止法と介護保険法の趣旨を踏まえ、虐待の未然防止、早期発見・迅速かつ適切な対応に努めるとともに、虐待等が発生した場合には適切に対応し再発防止策を講じます。

１２．緊急時の対応方法

現に訪問看護サービスを行っている時に、利用者に様態等の急変が生じた場合は必要に応じて、利用者の主治医又は事業者の協力医療機関へ連絡を行い、医師の指示に従います。また、緊急連絡先に連絡いたします。

１３．利用者様のご都合で休みや変更になった場合、連絡が無い場合は料金が発生しますので必ずステーションに連絡をお願いいたします。

【利用者の主治医】

医療機関の名称
氏　名
所在地
電話番号

【協力医療機関(２４時間対応)】

医療機関の名称	藤岡市国民健康保険鬼石病院
院 長 名	工藤通明
所 在 地	群馬県藤岡市鬼石１３９－１
電話番号	０２７４－５２－３１２１
診 療 科	７科
入院設備	あり
救急指定	あり
契約概要	事業者と病院は同じ

【緊急連絡先】

訪問看護ステーション鬼石
電話番号　　０２７４－４０－４０５０（8：30～17：15）土日祝を除く

令和　　年　　月　　日

当事業者は、　　様に対する訪問看護サービスの提供開始に当たり、□利用者・□家族（代理人）に対し、重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

事　業　者	名　称	訪問看護ステーション　鬼石
	所　在　地	群馬県藤岡市鬼石１３９－１
	管　理　者	根　岸　　仁　美　　㊞
	説　明　者	㊞

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、事業所からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

利　用　者	住　所	
	氏　名	㊞
利用者の家族（代理人）	住　所	
	氏　名	㊞